

令和6年第11回三股町農業委員会総会議事日程

令和6年11月28日（木）

- 日程第1 会議録署名委員の指名

- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知について

- 日程第4 報告第23号使用貸借契約の合意解約について

- 日程第5 議案第55号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

- 日程第6 議案第56号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 日程第7 議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

- 日程第8 議案第58号令和6年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について

- 日程第9 議案第59号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

- 日程第10 議案第60号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和6年第11回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6 ）

日程第6

議案第56号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 2 ）

日程第7

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 3 ）

日程第8

議案第58号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

日程第9

議案第59号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 8 ）

日程第10

議案第60号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 74 ）

令和6年第11回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 11月28日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 11月28日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎、上村 陽一

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和6年第11回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の上村陽一さん、兒玉道郎さんが会議に出席し、各ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村介貞さんと4番委員の中石均さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計20件33筆35,847㎡、うち田が22筆21,018㎡、畑が11筆14,829㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁79番から7頁98番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第23号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第23号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計2件3筆1,273㎡、うち田が2筆898㎡、畑が1筆375㎡でございます。詳細につきましては、総会資料9頁19番と20番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案55号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計6件8筆4,155㎡、うち田が5筆2,056㎡、畑が3筆2,099㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の11頁35番から12頁40番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号35番、受付年月日：令和6年10月11日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字高見1518番1、地目：畑、面積：955㎡です。今回、渡人の労働不足による売買による所有権移転となります。受人は50年間奥様と農業に従事されており、水稻、甘藷を中心に77,052㎡を耕作されており、農機具はトラクター3台とコンバイン、田植え機を各1台保有されております。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号35番は11月25日に第2ブロック委員4名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は申請地の隣に住んでいて水稻甘藷を中心に主に夫婦二人で農業経営をされております。農地はすべて耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は2名です。農地拡大を図るため所有権移転をするものです。

利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号36番、受付年月日：令和6年10月11日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城2758番1、地目：畑、面積：910㎡です。こちらは父親のよる贈与による所有権移転となっております。受け人はご両親と3人で21年和牛肥育に従事され水稻、きゃべつ、飼料を中心に21,892㎡を耕作されており、農機具はトラクター4台、ショベル2台、和牛250頭を所有されております。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（上村 陽一）

受付番号36番は11月27日に第2ブロック委員2名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は都城市に住まいで、水稻と和牛繁殖を中心に農業を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事される家族は3名です。状況からみても効率的に活用されると思います。農地の拡大を図るため贈与による所有権移転を行うものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号37番、受付年月日：令和6年10月31日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：

〇〇〇〇〇、申請地：宮村字並木 2 5 7 0 番 1 他 1 筆、地目：田、合計面積：1, 3 0 1 m²です。こちらは贈与による所有権移転となっております。
受人は奥様と二人で 5 0 年農業に従事され、水稻、野菜を中心に 11, 878 m²を耕作され、農機具はトラクター、トラックを各 1 台所有されております。
こちら農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（上村 陽一）

受付番号 3 7 番は 1 1 月 2 7 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は水稻と路地野菜を中心に夫婦二人で農作業を行っております。農地は全て耕作されております。状況から見ても効率的に利用できると思います。農地の拡大を図るため贈与による所有権移転をするものです。
利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 3 8 番、受付年月日：令和 6 年 1 1 月 1 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字千町牟田 2 3 2 0 番 2、地目：田、面積：4 6 4 m²です。こちらは売買による所有権移転となっております。受人は奥様と二人で 4 0 年農業に従事され、水稻を中心に 12, 081 m²を耕作され農機具はトラクター、田植え機を各 1 台所有されております。こちら農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号38番は11月26日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は木工関係の仕事をしながら、水稻の栽培をされております。農地は全て耕作され、農作業に従事されるのは奥様と二人です。状況から見ても効率的に利用されると思います。農地の拡大を図るため所有権移転を行うものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号39番、受付年月日：令和6年11月5日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字大野5556番他1筆、地目：畑、合計面積：291㎡です。売買による所有権移転となっております。受人は奥様と二人で40年農業に従事されており、水稻を中心に14,984㎡を耕作されており、農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有しております。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。取得後の農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号39番は11月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は大野地区に住んでおり、水稻を中心に農業をされており、農地は全て耕作されており機械能力もあります。農作業に従事する家族は奥様と二人です。

状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号40番、受付年月日令和6年11月11日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字植木2981番17、地目：畑、面積：234㎡です。今回、渡人の農業廃止、及び受人の新規就農により売買による所有権移転となります。受人はお子様と奥様と申請地西側の中古住宅を購入され兼業による新規就農され、当該農地により路地野菜を栽培し申請人家族により自家消費される予定です。農機具は管理機、草刈り機を渡人より無償で譲渡される予定です。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（上村 陽一）

受付番号40番は11月27日に第2ブロック委員2名で現地確認調査をいたしました。受人は都城市在住の会社員です。所有者が転居するものに伴うもので、住宅、隣接する畑を一括購入し所有権移転するものです。特に問題なく、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、受付番号35番から40番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号35番から40番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第6、議案第56号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第56号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計2件3筆941㎡、畑が3筆941㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第56号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料14頁4番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号4番、受付年月日：令和6年11月11日、申請人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字陣ノ尾1579番他1筆、地目：畑、合計面積：842㎡です。転用目的は追認による山林で始末書が提出されております。申請理由としては農地法の許可を得ずにくぬぎを植林したため是正するために申請されたものです。なお、申請地につきましては農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

6番委員（溝口 良信）

受付番号4番は11月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地につきましては、クヌギが植えてあります。追認ということです。現場はくぬぎが植えてあり、南側には鉄塔があり、近くには農地もありますが、日照関係も問題はないのではないかと思えます。雨水についても地下浸透で問題ないことから、私達3ブロック委員においては、特に問題なく許可相当と判断をいたしましたところで、以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号5番、受付年月日：令和6年11月11日、受人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字岡下3629番7、地目：畑、面積：99㎡です。

転用目的は追認による既存宅地の敷地拡張で、始末書が提出されております。申請理由としては増設したバルコニーが一部農地にはみ出した状態で建築されており、見落として使用していたところ、今回申請をされたものです。農地区分は第1種農地に区分されますが、今回の申請地の面積が既存宅地の面積の2分1の面積に該当しないことから不許可の例外規定である農地法施行規則第35号第5号の既存敷地拡張を利用し、許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（上村 陽一）

受付番号5番は11月27日に第2ブロック委員2名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真を御覧ください。

申請人は名古屋にお住まいですが、この家には高齢の方が一人暮らしをしていましたが、今年の5月に亡くなられて空き家となっています。

転用の目的としては既存宅地の敷地拡張です。住宅に増設のバルコニー99㎡を追認されたものです。申請人は中古住宅を売りに出そうとしたところ発覚し、追認申請になったようです。造成工事としては完了していますので、近隣への支障は生じません。以上により許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見ありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第56号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、受付番号4番、5番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第56号農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号4番、5番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計3件3筆1,596㎡、畑が3筆1,596㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料16頁39番から41番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号39番、受付年月日：令和6年11月11日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字崎田2446番15、地目：畑、面積：513㎡です。こ

ちらは売買による所有権移転で、転用目的は貸駐車場、資金計画は自己資金となっております。受人の〇〇さんの経営する〇〇〇〇〇に貸駐車場として貸し出すものです。申請地と隣接する2446番49と2447番2についても一体的に駐車場として使用するようです。こちらの農地は農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により第2種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

6番委員（溝口 良信）

受付番号39番は11月27日に第3ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

宅地も全て〇〇さんが購入されるとのことで、その一角に農地も残っていたというところで申請をされたものです。現場は一体化になって作ってますので、ここに駐車場を作り事務所を作って拠点をここにするようです。現在の事務所が手狭という事で現地にも行ってきました。実際現場に行ってみたら確かに色々なものが置いてあり、本当に狭くて動けないと思いました。〇〇さん本人もいらっしゃったので、お話伺いました。4トントラックもあるのだけど、ここには置けないので別な場所に置いてある、と言われていました。なので、どうしても申請地が必要なようです。申請地は南側が高くなっていて北側も高くなっていて西側は県道、南側は町道というところで隣接地には農地はなく、なんら問題がないと思います。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号40番、受付年月日：令和6年11月11日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原3615番20、地目：畑、面積：343㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟、資金計画は借入になります。こちらの農地は準工業地域です。農地法施工規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号40番は11月26日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は貸家住まいで、申請人の職場にも近い申請地に住宅を建築するものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水は合併浄化槽にて処理後、道路側溝へ、雨水についても枡を設置し、同じく道路側溝へ排水します。以上のことから許可相当判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号41番、受付年月日：令和6年11月11日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字栗原3474番23、地目：畑、面積：740㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は宅地分譲3区画と道路になります。こちらは令和6年2月に申請を行い9月に取り下げ今回、再度規模を縮小して申請されたものです。資金計画は自己資金になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号41番は11月25日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

土地所有者は滋賀県在住で、隣接する住宅は空き家となっております。今回の造成で解体することにより周辺の環境整備にも寄与するものと考えられ、生活排水は公共下水道へ、雨水については新設側溝にて東側町道へと排水され、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号39番から41番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号39番から41番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第58号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第58号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料17頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回3名の推薦が上っております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（溝口 良信）

今回の候補者3名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第58号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第58号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第59号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第59号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回、所有権移転は合計8件9筆6,334㎡、うち田が3筆1,325㎡、畑が6筆5,009㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料19頁120番から20頁127番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第59号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転に関する総会資料19頁120番から127番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第59号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第10、議案第60号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第60号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。利用権設定につきまして合計74件116筆104,713㎡、うち田が76筆61,749㎡、畑が40筆42,964㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料22頁119番から36頁192番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

1番委員（小倉 休幸）

NO.125番の貸賃が粃6俵となっていて、面積に対してとても大きいなと感じました。

3番委員（下石 昭廣）

同じ話題ですが、今中間管理機構の事前確認に回っていますが、困ったことがあります。今年はお米が高いです。去年と比べて倍の値段がします。一般的に1反あたり粃2俵というのが当たり前になっています。ですが、今年のように値段が高ければ難しいですね。

今、私が対応している案件で、耕作者が変更になるということですが、前の耕作者は粃を納めていたのですが、新しい耕作者はお金で支払いをしたいと言われてます。所有者からしたら今までお米をもらっていたのに、と思われるわけです。中間管理で契約を結ぶと10年契約なので話をするのに苦労しています。今年の買取価格で計算すると粃1俵でもすごい価格になります。

議長（溝口 良信）

では、125 番については書類の確認だけしておいて下さい。

事務局

はい。確認します。

議長（溝口 良信）

他にないですか。ないようですから、議案第 60 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 22 頁 119 番から 36 頁 192 番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 60 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。11 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 11 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 30 分